

## きょう67回目の憲法記念日、 転回点に立つ、「平和主義」

政府は、集団的自衛権の行使を「放置すれば日本が武力攻撃を受ける」事態に限定し、自衛隊を他国の領土、領海、領空には派遣しない方針を固めた。限定的な行使容認にとどめることで、慎重論が根強い公明党との妥協点を探る。既に自民党内は限定容認論でほぼ一本化しており、安倍首相は夏頃に解釈変更を閣議決定する構えだ。3日に施行67年を迎える現行憲法の「平和主義」は、かつてない転換点に立っている。(5月3日、毎日新聞)そして同じく社説でも集団的自衛権について「改憲せず行使はできぬ」と主張しています。その一部を紹介すると

### 限定容認の先は何か

安倍政権は憲法9条が禁じている集団的自衛権の行使を、政府の解釈を変えることで可能にする、という。条件をつけた「限定容認」であれば、憲法9条の枠は越えないだろう、という理屈だ。集団的自衛権とは本来、他国の要請で他国を守るため、自衛隊が出て行くことである。限定容認の先に何かがあるのか、私たちは深く、慎重に考えてみるべきだろう。限定容認に踏み出せば、次はよその国と同じ軍隊になることが見えてくる。

### 国民に判断を委ねよ

9条の基本理念を越える集団的自衛権の行使は、政府解釈の変更で出来る話ではないのである。私たちはこれまでの社説で、解釈改憲は問題が多すぎる、として反対を明らかにし、限定容認論は、実際には歯止めがきかない「まやかし」とであると主張してきた。それでも集団的自衛権の行使が必要だというなら、安倍政権は正々堂々と憲法改正を提起してはどうか。国会議員が3分の2以上の多数で発議し、国民投票で過半数の賛成を得た場合のみ、集団的自衛権は行使可能であるとすべきであろう。政治家の熟議の末に、国民が最終判断するのと、政治家だけで憲法の解釈を変えてしまうのでは雲泥の差がある。国民の広範な理解と納得こそが、国家の安全保障の最大の基盤だからだ。

### 早くも裁量拡大か！

そもそも96条による憲法改正が上手くいかないから、集団的自衛権の解釈改憲なのです。そのための限定容認に他なりません。限定容認と言っても、時の政権の判断で際限なく広がってしまう可能性があります。事実、訪米中の石破幹事長は、「スタート段階はかなり限定されたものになる。・・・もし必要であれば、それをさらに広げることは可能だ」と、早くもその可能性を語っています。歴史の重大な転換点にさしかかっています。立ち止まってじっくりと考えようではないでしょうか。